

平成27年9月16日

懲戒処分の公表について

(被処分者) 大学院国際公共政策研究科 教授 山内直人

(処分量定) 停職3月間

(処分年月日) 平成27年9月16日

(事案の概要)

被処分者は、「公的研究費の不正使用に係る調査委員会」の調査結果(平成27年6月5日公表)により、次のような研究費の不正使用等を行ったことが確認された。

1. アルバイト給与関係

【カラ給与】研究室で雇用しているアルバイトの給与において、架空の勤務時間報告によって勤務事実のない給与を54人に対して5,587,425円支給していた。

【給与の戻し・私的流用】一方で、別途、実際の勤務時間管理を行って、後日の追加勤務で過払いを解消するように指示し、追加勤務で過払いを解消することができないアルバイトに対し、給与の返金を求め、私的に個人の銀行口座で110,200円を受け取っていた。

【目的外使用】また、予算の目的とは異なる業務に従事し、目的外使用となっているアルバイト給与額が10人分、2,337,950円支給されていた。

2. 刊行物の販売関係

【転売による換金】被処分者が設立し、センター長となっている大学院国際公共政策研究科内組織NPO研究情報センターで出版した各種刊行物を同センターのホームページを利用するなどして、被処分者の個人口座に振り込ませるなど不法に転売し、その収入額は319冊、465,820円であった。

【目的外使用】また、研究費の目的とは異なる刊行物2誌を印刷、1誌を購入したほか、前記の転売刊行物及び私費負担印刷刊行物の私的販売に係る送料を大学の経費を使用し、728,198円の目的外使用があった。

【不適切な契約行為】さらに、大学の運営費交付金を使用した2誌の印刷の際、私費負担印刷分も一括発注し、本来同単価とすべき印刷単価において、私費負担印刷分単価が著しく低廉で、運営費交付金分の単価が割高となっており、このため、割高となった運営費交付金434,853円は不適切な使用であると確認した。

このような研究費の不正使用は、国の諸法令及び本学の会計諸規定に違反しており、コンプライアンスを重視する国立大学法人の教員としてあるまじき行為であり、社会的にも責任を問われる行為であることから、本学就業規則に基づき停職3月間とした。